



三重県公報

平成30年8月28日（火）

第 3035 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
553	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
554	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
555	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
556	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	2
557	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
558	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
559	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	3
560	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	3
561	三重県内における事業所の労働条件等の実態調査の実施	(雇 用 対 策 課)	4
562	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	4
563	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	4
564	土砂災害警戒区域の指定	(同)	5
565	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	5
566	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	8
567	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	8
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	同件	(同)	9
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(管 財 課)	10

告 示

三重県告示第 553 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
にいみ整形外科	桑名市大字赤尾 2029 番地	平成 30 年 8 月 1 日
在宅クリニックにじ	四日市市三滝台 4 丁目 1-22 ステーションサイド三滝 1 階 3 号室	平成 30 年 8 月 1 日
小淵医院	津市一志町高野 254 番地 1	平成 30 年 7 月 16 日
加藤歯科医院	伊勢市辻久留 2 丁目 10-5	平成 30 年 7 月 1 日
アート歯科クリニック	津市一志町高野池ノ下 218-6	平成 30 年 5 月 1 日
八知歯科	津市美杉町八知 5533	平成 30 年 7 月 1 日
あおぞら薬局	桑名市多度町柚井 1698-1	平成 30 年 7 月 1 日
さんあい薬局株式会社 石薬師店	鈴鹿市石薬師町字西裏 2069-2	平成 30 年 8 月 1 日

三重県告示第 554 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号	伊勢田中病院	平成 30 年 7 月 1 日
はせべ薬局 新町店	津市新町 2 丁目 11 番 18 号	株式会社 長谷部薬局	平成 30 年 7 月 2 日

三重県告示第 555 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
小淵医院	津市一志町高野 254 番地 1	平成 30 年 7 月 15 日
加藤歯科医院	伊勢市辻久留 2 丁目 10-5	平成 30 年 6 月 30 日
エンゼル薬局多度店	桑名市多度町柚井字宇賀 1698-1	平成 30 年 6 月 30 日
スギ薬局 四日市泊店	四日市市泊小柳町 4-5	平成 30 年 2 月 28 日

三重県告示第 556 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
橋本 覚	さくら鍼灸接骨院 桑名東院	桑名市桑名太一丸 687-1 パロー桑名東 店 1F	さくら鍼灸接骨院	平成 28 年 12 月 1 日

三重県告示第 557 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
にいみ整形外科	桑名市大字赤尾 2029 番地	平成 30 年 8 月 1 日
在宅クリニックにじ	四日市市三滝台 4 丁目 1-22 ステイションサイド三滝 1 階 3 号室	平成 30 年 8 月 1 日
小淵医院	津市一志町高野 254 番地 1	平成 30 年 7 月 16 日
加藤歯科医院	伊勢市辻久留 2 丁目 10-5	平成 30 年 7 月 1 日
アート歯科クリニック	津市一志町高野池ノ下 218-6	平成 30 年 5 月 1 日
八知歯科	津市美杉町八知 5533	平成 30 年 7 月 1 日
あおぞら薬局	桑名市多度町柚井 1698-1	平成 30 年 7 月 1 日
さんあい薬局株式会社 石薬師店	鈴鹿市石薬師町字西裏 2069-2	平成 30 年 8 月 1 日

三重県告示第 558 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号	伊勢田中病院	平成 30 年 7 月 1 日
はせべ薬局 新町店	津市新町 2 丁目 11 番 18 号	株式会社 長谷部薬局	平成 30 年 7 月 2 日

三重県告示第 559 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
小淵医院	津市一志町高野 254 番地 1	平成 30 年 7 月 15 日
加藤歯科医院	伊勢市辻久留 2 丁目 10-5	平成 30 年 6 月 30 日
エンゼル薬局多度店	桑名市多度町柚井字宇賀 1698-1	平成 30 年 6 月 30 日
スギ薬局 四日市泊店	四日市市泊小柳町 4-5	平成 30 年 2 月 28 日

三重県告示第 560 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
--------	--------	-----	---------	-------

橋本 覚	さくら鍼灸接骨院 桑名東院	桑名市桑名太一丸 687-1 パロー桑名東 店 1F	さくら鍼灸接骨院	平成 28 年 12 月 1 日
------	------------------	----------------------------------	----------	------------------

三重県告示第 561 号

平成 30 年度三重県内における事業所の労働条件等の実態調査を次のとおり実施します。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 調査の目的
本年の三重県内における事業所の福利厚生、休暇制度、労働環境等の状況を把握する。
- 2 調査の期間
平成 30 年 8 月 31 日（金）から同年 9 月 30 日（日）まで（31 日間）
- 3 調査対象事業所
日本標準産業分類の大分類に定める対象産業（ただし、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」を除く。）とし、そのうちの常用従業員規模が 10 人以上 300 人未満の事業所から抽出した 2,000 事業所
- 4 調査の方法
郵送調査
- 5 調査の主な内容
 - (1) 事業所の現況等について
 - (2) 常用従業員の状況について
 - (3) 労働時間・休日休暇・研修制度等について
 - (4) 新規学卒者の採用について
 - (5) 定年制・退職金制度について
 - (6) 仕事と家庭の両立支援について
 - (7) ワーク・ライフ・バランスの取組について
 - (8) 男女共同参画の取組について
 - (9) メンタルヘルス対策への取組について
 - (10) 有期雇用契約社員（フルタイム労働者とパートタイム労働者）について

三重県告示第 562 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A コープ楠店
四日市市楠町北五味塚字塩役 1465-1 ほか 9 筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 30 年 8 月 28 日から同年 9 月 28 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 563 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上地 4 地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地
南牟婁郡紀宝町成川

3 区域の土地の表示
南牟婁郡紀宝町成川字加作 1006 番の一部の土地、字城山 1009 番の一部及び 1010 番の一部の土地、字姥ヶ懐 1054 番 1 の全部、1054 番 2 の一部、1054 番 3 の一部、1054 番 4 の全部、1054 番 5 の一部、1054 番 6 の一部、1054 番 7 の全部、1054 番 8 の一部、1055 番 1 の全部、1055 番 2 の全部、1055 番 3 の全部、1056 番の一部、1057 番 1 の一部、1057 番 2 の一部、1058 番 1 の一部、1058 番 2 の全部、1058 番 3 の全部、1058 番 4 の一部、1058 番 9 の一部、1058 番 10 の一部、1059 番 1 の一部、1059 番 2 の一部、1059 番 3 の一部、1059 番 6 の一部、1059 番 8 の全部、1059 番 9 の一部、1060 番 1 の一部、1060 番 2 の一部、1060 番 6 の一部、1060 番 8 の一部、1060 番 9 の一部、1060 番 13 の一部、1136 番の一部、1137 番の全部、1141 番 1 の一部、1142 番 1 の一部、1144 番 10 の一部、1147 番 2 の一部、1148 番の一部、1149 番 1 の全部、1149 番 2 の一部、1149 番 4 の一部、1151 番 1 の一部、1151 番 2 の一部、1151 番 3 の一部、1151 番 4 の一部、1152 番 1 の一部、1152 番 2 の一部、1152 番 5 の一部、1152 番 6 の一部、1152 番 13 の一部、1152 番 15 の一部、1152 番 16 の一部、1152 番 17 の一部、1152 番 18 の全部、1153 番 1 の全部及び 1153 番 2 の全部の土地並びに字上ノ山 1135 番 1 の一部、1138 番の一部、1138 番 1 の全部及び 1139 番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 564 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川口 6	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 565 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
しぶ谷	度会郡度会町日向 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷ノ奥(1)	度会郡度会町日向 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷ノ奥(2)	度会郡度会町日向 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
よしが谷	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上殿	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

寺井戸の谷	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥河内川(1)	度会郡度会町小川、五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥河内川(2)	度会郡度会町小川、五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥河内川(3)	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥河内川(4)	度会郡度会町小川、五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井戸の谷	度会郡度会町五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高瀬(1)	度会郡度会町五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高瀬(2)	度会郡度会町五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
へぎり谷(1)	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
へぎり谷(2)	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
花瀬谷川	度会郡度会町栗原、中之郷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
黒岩	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西山(1)	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西山(2)	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西山(3)	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
毛尾ヶ谷	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
風呂ノ谷	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中山崎	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
火打石(1)	度会郡度会町火打石 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
火打石(2)	度会郡度会町火打石 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
駒ヶ野2	度会郡度会町駒ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥河内1	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
畦地2(1)	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
畦地2(2)	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川口2	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畦地	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花瀬	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

日向	度会郡度会町日向 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥河内	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ野	度会郡度会町駒ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日向 1	度会郡度会町日向 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川 1	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
火打石 1	度会郡度会町火打石 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 1	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 1	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 5	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五ヶ町 1	度会郡度会町五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五ヶ町 2	度会郡度会町五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 1	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 2	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 3	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ野 1	度会郡度会町駒ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川 3	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五ヶ町 3	度会郡度会町五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川 2	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ野 2	度会郡度会町駒ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ野 3	度会郡度会町駒ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ野 4	度会郡度会町駒ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 7	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 5	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 2	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 3	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 3	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 4	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

川口 4	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 4	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 5	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川 4	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 6	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 7	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五ヶ町 4	度会郡度会町五ヶ町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 8	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 9	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 10	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 6	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 566 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定(以下「判定」といいます。)を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
公益財団法人三重県建設技術センター
- (2) 住所
三重県津市島崎町 56 番地
- (3) 業務区域
三重県全域

2 変更内容

業務を 行 う 事 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
三重県津市桜橋三丁目 50 番地の 5	三重県津市島崎町 56 番地	全ての建築物に係る判定の業務(公益財団法人三重県建設技術センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。)

3 変更年月日

平成 30 年 10 月 1 日

三重県告示第 567 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により、名張市及び伊賀市において次のとおり特定計量器(質量計)の定期検査を実施します(ひょう量 500kg を超えるはかりを除く。)

平成 30 年 8 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実施の期日	実施の場所
平成30年10月1日(月) 午前10時30分から 午後3時まで	名張市役所
平成30年10月2日(火) 午前10時30分から 午後3時まで	名張市役所
平成30年10月3日(水) 午前10時30分から 午後2時まで	伊賀市青山公民館
平成30年10月4日(木) 午前10時30分から 午後2時まで	伊賀市大山田農村環境改善センター
平成30年10月5日(金) 午前10時30分から 午後3時まで	伊賀市いがまち公民館
平成30年10月9日(火) 午前10時30分から 午後2時まで	伊賀市阿山保健福祉センター
平成30年10月10日(水) 午前10時30分から 午後3時まで	伊賀市ゆめぼりすセンター
平成30年10月11日(木) 午前10時30分から 午後3時まで	伊賀市ゆめぼりすセンター

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

平成30年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業期間
平成30年8月20日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
津市半田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

平成30年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（農地の確定測量）
- 2 作業期間
平成30年7月30日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域
松阪市朝田町、同市立田町及び同市和屋町

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成30年8月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,097,000kWh |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市広明町13番地
三重県総務部管財課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成30年8月7日 |
| 4 | 落 札 者 | 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社 代表取締役 岩根 茂樹 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 43,012,534円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 平成30年6月22日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
